

【2024年10月公募】JICA有期職制募集ポスター覧

番号	勤務地	部署名・課名	雇用形態・格付	分野	業務概要	募集人数	最長契約期間
1	東京都	企画部国際援助協調企画室	期限付職員4号	援助アプローチ/ 戦略/手法	(1) 国際機関（特にOECD/DAC）・二国間ドナー／新興パートナー・民間財団等との連携にかかる企画・立案及び調整（国際会議対応業務を含む） ※DAC統計作業部会については、当該業務に対する助言を行う専門員と対応相談しつつ、関連資料の読み込み、自給的な情報収集、情報整理、外務省との調整、JICA関係部署からのコメントの取り取りと集約等を行う (2) 国際機関（特にOECD/DAC）・二国間ドナー／新興パートナー・民間財団等の動向についての情報収集と分析の取り組み、発信 (3) 国際的な開発課題（特に分野横断的課題）や上記関係業務に関する当機構内複数関係部署及びOECD・外務省等の外部関係機関との業務調整、書類作成	1	期間の定めあり（2025年2月1日～2025年7月31日） ※更新なし
2	東京都	青年海外協力隊事務局参加促進課	期限付職員3号	市民参加	(1) JICA海外協力隊連携派遣（実施・運営） (2) JICA海外協力隊連携派遣に係るJICA内外との調整・連絡 (3) 現職参加に係る業務 (4) 自治体表敬（出発前及び帰国後）	1	期間の定めあり（2025年1月1日～2025年12月31日） ※更新無し
				日本国内の社会課題への対応、多文化共生			
3	東京都	青年海外協力隊事務局 海外業務第一課・第二課	期限付職員3号	市民参加	(1) 海外協力隊派遣に向けた各種統計タスクへの参画、関係部との連絡調整等 (2) 担当国における派遣方針、個別派遣計画など短期決定に係る情報収集取りまとめ (3) 担当国における隊員派遣の計画管理（予算管理含む）、実績取りまとめ (4) 担当国派遣中隊員への技術支援、成果取りまとめ (5) 機構内関係部・在外拠点、国内支援団体との連携促進、連絡調整 (6) 機構内外への海外協力隊事業に係る広報活動支援・照会対応 (7) 海外協力隊の運営業務における、職種の技術審査等にかかる調整業務 (8) 海外協力隊の職種別ガイドライン等執務参考資料の改定等にかかる取り纏め業務 (9) 課題別ナレッジシェアリングに関する業務 (10) 課題別派遣前訓練の管理・調整に係る業務	①1 ②1 計2名	期間の定めあり（2025年1月1日～2025年12月31日） 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。
4	神奈川県	横浜センター研修業務課	期限付職員3号	多岐にわたる分野	(1) 短期研修コースの計画・立案、運営管理、評価、及びフォローアップ等の実施と、これらに伴う資料作成、契約・経理、関係機関との連絡調整等。 (2) 短期研修コースの現場担当業務（研修コースの運営支援） (3) 長期研修員のモニタリング・支援事業 (4) 研修員と地域関係者（自治体、産業界、NGO、大学等）との連携 (5) 研修事業に関する広報 (6) その他 当センターの事業運営に必要な業務	1	期間の定めあり（2025年1月1日～2025年12月31日） 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。
5	東京都	安全管理部・計画課	専門嘱託3号	安全管理	(1) 研修・訓練の企画/実施/運営 国際協力事業関係者（職員等内部人材を含む）に対する安全対策に関する研修や訓練の企画/運営を行う。 (2) 安全管理人材の養成 JICA業務のうち、安全管理を専門的に担当する人材の養成に向けた各種資料の整備や研修プログラムの計画/実施に係る調整等を行う。 (3) 広報・对外情報発信/管理 機構内の安全管理ポータルサイトの更新/修正作業、Microsoft TEAMSを活用した安全管理担当者間のチャネルの運営、広報資料の企画/編集/更新、JICAの安全対策専用サイトの情報管理/更新/修正作業を行う。 (4) 防犯施設/設備/機材の整備/管理 在外拠点向けに調達している各種防犯機材（防犯カメラ等監視装置等）にかかる要望取りまとめ/調達/管理を行う。 (5) その他他等業務	1	期間の定めあり（2025年1月1日～2025年12月31日） 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。
				多岐にわたる分野			
6	東京都	管理部ファシリタマネジメント課	専門嘱託3号	一般事務・経理	(1) 物品管理に関する業務 ①管理部が管理する物品の取壊時、処分時等の手続き及び対査を実施する。 ②国内外の各部署から寄せられる質問に対応する他、組織全体の対査を指導する。 ③物品に関する諸制度を管理する。 ④物品に関する情報掲載先（課のポータルサイト）を管理する。 ⑤組織全体の物品の管理状況を数値で管理し、定期的に組織にレポートする。 (2) 不動産に関する業務 ①不動産情報（不動産台帳、登記権利証等）を管理する。 ②国内外の各部署から寄せられる不動産に関する質問に対して対応する。 ③不動産に関する諸制度を管理する。 ④不動産に関する情報掲載先（課のポータルサイト）を管理する。 ⑤不動産の管理状況を数値で管理し、定期的に組織にレポートする。 (3) 固定資産に関する会計業務及び予算要求基礎資料の作成業務 ①固定資産の会計業務（資産除去債務、減損等の会計処理）を実施する。 ②予算の要求用として固定資産に関する基礎資料を作成する。	1	期間の定めあり（2025年1月1日～2025年12月31日） 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。
				多岐にわたる分野	(1) 東南アジア・大洋州地域の情報収集・分析及び事業の計画・実施・諸調整 (2) 東南アジア・大洋州地域全体の課題に係る情報収集・分析及び事業の計画・実施・諸調整 (3) 東南アジア・大洋州地域に關する計画・調整業務（業務計画・予算管理、関係部署との調整・業務支援、他援助国・国際機関連携等） (4) その他、当該事業を実施するうえで必要な業務	1	期間の定めあり（2025年1月1日～2025年12月31日） 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。
8	東京都	東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課	専門嘱託3号	気候変動対策	(1) 担当国、担当セクター（主に気候変動対策、環境管理（上下水道、森林保全等）、道路・橋梁分野等。）の情報収集及び分析、事業戦略立案 (2) JICAの気候変動対策、環境管理（上下水道、森林保全等）、道路・橋梁分野等のプログラムやプロジェクト形成に関する企画や調査の実施 (3) 有償資金協力（円借款）の案件形成、審査 (4) 無償資金協力、技術協力案件等の形成、監理 (5) 現地出張を通じた相手国政府・関係機関及び他援助機関等との協議、調整、調査 (6) 上記関係業務に関する当機構内外との業務調整、書類作成 (7) その他、協力事業を実施するうえで必要な業務	1	期間の定めあり（2025年1月1日～2025年12月31日） 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。
				環境管理			
9	東京都	南アジア部インド高速鉄道室（主務）・南アジア第一課（業務）	専門嘱託2号	多岐にわたる分野	(1) 主にインドに関する有償資金協力（特にインド高速鉄道事業）、無償資金協力並びに技術協力案件の形成、審査（効果や収益性の分析を含む）、監理 (2) 現地出張を含む、インド等の公的機関や他援助機関との協議、調整、現地調査 (3) 主にインドに関する関連セクターの情報収集・分析及び案件形成に係る企画・調査の実施 (4) 主にインド関連業務に関する当機構内外との業務調整 (5) その他、業務を実施するうえで必要な業務	1	2025年1月1日～2025年12月31日 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。
10	東京都	南アジア部南アジア第一課	専門嘱託3号	多岐にわたる分野	(1) インド、ブータンに関する開発セクター毎の情報収集や分析、戦略立案 (2) インド、ブータンに関する協力プログラム及び案件形成に関する企画や調査の実施 (3) インド、ブータンに関する有償資金協力（円借款）、無償資金協力並びに技術協力案件の形成、審査（効果や収益性の分析を含む）、監理 (4) 現地出張を含む、インド、ブータン等の公的機関や他援助機関等との協議、調整、現地調査 (5) インド、ブータン関連業務に関する当機構内外との業務調整 (6) その他、業務を実施するうえで必要な業務	1	期間の定めあり（2025年1月1日～2025年12月31日） 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。

番号	勤務地	部署名・課名	雇用形態・格付	分野	業務概要	募集人数	最長契約期間
11	東京都	南アジア部南アジア第二課	専門嘱託3号	多岐にわたる分野	JICA南アジア部南アジア第二課で、アフガニスタン、パキスタン、ネパールに関する以下の業務を行う。 (1) 担当国のセクター別情報収集及び分析、協力戦略立案 (2) JICAの協力プログラムや案件形成に関する企画や調査の実施 (3) 有償資金協力（円借款）、技術協力及び無償資金協力案件の形成、審査、監理 (4) 人材育成事業（研修、招へい、留学事業等）に関する各種調整 (5) 要人表敬の対応、現地出張における相手国政府、関係機関及び他援助機関等との調整 (6) 上記関連業務に関する当機構内外との調整、議事録や対応方針等の文書作成 (7) その他、協力事業を実施するうえで必要な業務	1	期間の定めあり(2025年1月1日～2025年12月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。
12	東京都	南アジア部南アジア第三課	専門嘱託3号	多岐にわたる分野	(1) 担当国（スリランカおよびモルディブ）および担当分野にかかる情報収集及び分析、事業計画立案 (2) JICAの協力プログラムやプロジェクト形成に関する企画・調査の実施 (3) 有償資金協力（円借款）、無償資金協力、技術協力案件の形成、審査、実施監理 (4) 現地出張を通じた相手国政府・関係機関及び他援助機関等との協議、調整、情報収集 (5) 上記関係業務に関する当機構内外との業務調整	1	期間の定めあり(2025年1月1日～2025年12月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。
13	東京都	アフリカ部計画・TICAD推進課	専門嘱託3号	事業調整・南南・三角協力 民間セクター開発	(1) アフリカ地域におけるビジネスや開発協力事業に関する民間企業等との連携促進 (2) アフリカ地域における他国、国際機関（UN等）、その他国内外の団体等との連携促進 (3) アフリカ地域におけるその他、民間団体、市民社会、大学等の学術機関との連携促進 (4) アフリカ地域における事業の広報・市民参加関連業務 (5) TICAD8の実施モニタリング及びTICAD9準備・実施に関連する業務 (6) アフリカ地域横断的な特定開発課題（特にDXや科学技術、ジェンダー等）の策定、協定プログラムやJICA事業（有償資金協力、無償資金協力、技術協力等）の策定・取りまとめ、関連調査の実施、イベントの実施 (7) その他、上記業務に必要となるJICA内外との協議・調整、各種情報収集・整理、事業実績管理	1	期間の定めあり(2025年1月1日～2025年12月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。
14	東京都	アフリカ部アフリカ3課 (南部アフリカプロジェクト形成支援)	専門嘱託3号	事業調整・南南・三角協力	(1) 担当国における協力の実施方針及びプログラムの作成 (2) 案件形成に関する業務（案件発掘・形成に係る調査の実施等） (3) 有償資金協力案件に関する計画、審査及び実施監理 (4) アフリカ開発会議（TICAD）、プロセスに関する業務 (5) 担当国に関する情報収集、分析、対外発信 (6) その他、担当国及び事業に関するJICA内外との総合調整	1	期間の定めあり(2025年3月1日～2026年2月28日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。
15	東京都	民間連携事業部計画・連携企画課	専門嘱託3号	多岐にわたる分野	(1) 「中小企業・SDGsビジネス支援事業」に関する運営業務（具体的には募集・選考の手続・プロセス管理、民間企業からの内談や質問への対応、説明会での募集制度説明、JICA関係部署及び在外事務所との連絡・調整、企業間ネットワーク形成やJICA事業実施後のフォローアップ、関係連携推進のための情報システム運用にかかる業務等） (2) 「中小企業・SDGsビジネス支援事業」の制度改善に関する業務（具体的には、ビジネス化支援強化施策の検討、インパクト投資動向把握等の開発インパクト向上にむけた施策、広報、制度利用済み企業とのネットワーク化等） (3) 「中小企業・SDGsビジネス支援事業」に関する、実施監理業務及び審査業務（具体的には、案件の実施監理、企画書の審査補助など、各事業に関わる業務全般） (4) その他、民間連携業務を遂行する上で必要な業務（予算管理、広報、内外関係機関との調整等	1	期間の定めあり(2025年1月1日～2025年12月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。
16	東京都	民間連携事業部企業連携第二課	専門嘱託3号	多岐にわたる分野	(1) 「中小企業・SDGsビジネス支援事業」に関する、実施監理業務及び審査業務 ①案件の実施監理 ②企画書の審査補助 ③JICA関連部署及び在外事務所との連絡・調整 ④その他、各事業に関わる業務全般 (2) 「中小企業・SDGsビジネス支援事業」に関する募集業務 ①募集・選考の手続、プロセス管理 ②民間企業からの内談や質問への対応 ③説明会等での募集制度説明等 (3) その他、民間連携業務を遂行する上で必要な業務 ①予算管理 ②広報 ③内外関係機関との調整等	2	期間の定めあり(2025年1月1日～2025年12月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。
17	東京都	ガバナンス・平和構築部 ジェンダー平等・貧困削減推進室	専門嘱託3号	ジェンダーと開発 貧困削減	(1) 担当分野におけるJICAが実施する事業のジェンダー主流化促進（他部門へのアドバイザー業務、調査・分析、計画、モニタリング支援等） (2) ジェンダーに基づく暴力の撤廃（GBV）等ジェンダー平等を目的とする事業の情報収集・分析、計画・立案、実施監理、モニタリング (3) 金融包摂等の貧困削減事業の情報収集・分析、計画・立案、実施監理、モニタリング (4) 事業実施に当たり先方政府、コンサルタント、本邦公的機関、民間企業、学術機関、国際機関等関係者との各種調整 (5) ジェンダー主流化、貧困削減推進のための戦略的強化に係る業務 (6) その他ジェンダー平等・貧困削減推進室が実施する各種業務	1	期間の定めあり(2025年1月1日～2025年12月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。
18	東京都	人間開発部保健第二グループ 保健第三チーム	専門嘱託3号	保健医療	(1) 東南アジア地域の担当国の保健分野、保健システム、母子保健、UHC等に関する情報収集 (2) 担当国の技術協力事業と無償資金協力事業等の計画立案・運営管理、現地調査 (3) 上記事業の企画・実施に係る相手国、日本国内の関係機関、国際機関、JICA内の他部署、JICA関連専門家との調整 (4) 母子保健、栄養分野の課題別研修監理業務 (5) 栄養分野のタスク事務局業務 (6) デジタルヘルス分野に関する業務 (7) 国際会議、その他、人間開発部保健第二グループが実施する各種業務	1	期間の定めあり(2025年1月1日～2025年12月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。
19	東京都	地球環境部防災グループ防災第二チーム	専門嘱託3号	防災 気候変動対策	(1) 防災・災害復興・Build Back Better推進に係る情報収集や分析、戦略立案業務 (2) 同分野の協力案件（技術協力、無償資金協力）の形成及び実施監理 (3) 同分野、特に災害復興・Build Back Better推進に係る支援方針や手順などの検討・整理 (4) その他協力事業を実施する上で必要な業務（当機構内外との調整業務や国際会議対応を含む）	1	期間の定めあり(2025年1月1日～2025年12月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。
20	東京都	国内事業部	専門嘱託3号	多岐にわたる分野 教育	(1) 長期研修事業への活用を含む、寄附金協定に向けた情報収集・資料作成、案件形成、機構内外への広報や相談対応、関連する制度整備 (2) 長期研修事業に関する複数の大学の担当として、大学との契約・精算事務を担当する。 (3) 実施する長期研修員事業プログラムに関する以下の業務について、関係機関、講堂支援機関、JICA在外事務所、JICA国内機関及び関係大学と連携しながら行う ①研修員・大学等からの各種申請・問い合わせに関する対応（経理業務を含む）、モニタリング ②業績取りまとめ、帰国した研修員のフォローアップ等 (4) 長期研修事業を含めた国内連係事業に関する情報収集、事業実績の整理、資料作成、計画立案、部内・関係部署・国内機関等との連絡調整・協働 (5) 大学と研修員候補者との間の大学受検前の事前スクリーニング業務 (6) その他、課長の指示に基づく業務の実施。	1	期間の定めあり(2025年1月1日～2025年12月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。

番号	勤務地	部署名・課名	雇用形態・格付	分野	業務概要	募集人数	最長契約期間
21	東京都	評価部事業評価第一課	専門嘱託3号	評価	JICAは、事業のさらなる改善と国民への説明責任を果たすことを目的として、技術協力、有償資金協力、無償資金協力それぞれのプロジェクトのPDCA (Plan, Do, Check, Action) サイクルに沿った事業評価を実施しています。 (1) 技術協力、有償資金協力、無償資金協力案件の事後評価の企画・契約管理事務・予算管理 (2) 事後評価の実施に係る相手国やJICA内の他部署との調整 (3) 技術協力、有償資金協力、無償資金協力案件の事前評価実施支援 (4) 技術協力の終了時評価の実施支援 (5) プロセス分析、テーマ別評価の企画・実施による事業改善に向けた業務 (6) インパクト評価等の手法開発業務 (7) JICA新事業マネジメントにおける評価手法開発業務 (8) その他、評価を実施するうえで必要な業務	1	期間の定めあり (2025年1月1日 ~ 2025年12月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。
22	東京都	経方員子平和開発研究所 「JICA開発大学院連携チーム」	専門嘱託3号	多岐にわたる分野 一般事務・経理	(1) 経方研究所の担当する、大学院での科目・講義の運営・調整にかかる事務支援（予算管理、国内出張手続、文書作成等）、実績とりまとめ、大学院間の知見・経験共有支援。 (2) JICAの留学生事業や日本の開発経験・開発協力の歴史に関連した新規・実施中の研究にかかる事務支援（予算管理、国内・海外出張手続、参考文献の調査等） (3) 国際大学、政策研究大学院大学（GRIPS）との共同事業にかかる事務支援（運営委員会の資料とりまとめ、会議招集、国際大学との共同研究（ケース・ライティング）にかかる事務支援等）。 (4) 放送大学のオンライン学習プログラム「日本の近代化を知る」に関する、JICA留学生からの各種問合せ対応・実施実績とりまとめ、放送大学の教材を用いたウェビナーの開発支援。 (5) 研究所の他研究領域の研究実施支援（研究プロジェクトの運営管理、成果発信に関する業務等）	1	期間の定めあり (2025年1月1日 ~ 2025年12月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。
23	宮城県	東北センター市民参加協力課 （民間連携事業課）	専門嘱託3号	多岐にわたる分野	(1) 民間企業等に対する民間連携事業・支援制度の周知活動（説明会等の制度説明、広報関係業務を含む） (2) 民間企業等からの民間連携事業応募に向けた相談対応及び募集・選考・審査関連業務 (3) 案件採択後の案件の実施監理、調達・契約管理、予算管理、広報業務 (4) その他民間連携業務を遂行する上で必要な業務（内外関係者、支援機関との連絡・調整、連携等） (5) 上記（1）（4）を通じて得られた知見の取りまとめ (6) その他特命事項	1	期間の定めあり (2025年1月1日 ~ 2025年12月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。
24	兵庫県	関西センター市民参加協力課	専門嘱託3号	市民参加 日本国内の社会課題への対応・多文化共生	関西2府4県における以下の業務。 (1) 開発教育/異文化理解教育支援事業 (2) 外国人人材受入・多文化共生支援 (3) JICAボランティア派遣事業（特に帰国後の日本国内への社会還元） (4) 地方自治体やNPO/NGO等との連携事業 (5) その他事業実施に必要な業務（契約管理、経理等含む）	1	期間の定めあり (2025年1月1日 ~ 2025年12月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。
25	東京都	国内事業部外国人人材受入支援室 （外国人人材受入支援）	アソシエイト専門員4号	日本国内の社会課題への対応・多文化共生	(1) 外国人人材受入・送迎及び多文化共生社会構築支援分野におけるJICAの方針策定・改定に関する業務 (2) 同分野における案件群の形成・実施支援とナレッジ蓄積・創出に関する業務 (3) 同分野における国内外のネットワーク構築に関する業務 (4) 同分野における情報発信業務	1	期間の定めあり (2025年1月1日 ~ 2025年12月31日まで) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。
26	東京都	アフリカ部アフリカ第三課 （南部アフリカ担当業務）	特別嘱託3号	援助アプローチ／戦略／手法 多岐にわたる分野	(1) 担当国における協力の実施方針及びプログラムの作成 (2) 案件形成に関する業務（案件発掘・形成に係る調査の実施等） (3) 有償資金協力案件に関する計画、審査及び実施監理 (4) アフリカ開発会議（TICAD）プロセスに関する業務 (5) 担当国に関する情報収集・分析・対外発信 (6) その他、担当国及び事業に関するJICA内外との総合調整	1	期間の定めあり (2025年1月1日 ~ 2025年12月31日まで) 本契約は更新されることはありません。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、1回を上限に契約を更新されることがあります。 （その場合の最長契約期間は採用日から2年まで）
27	東京都	人間開発部 保健第一グループ保健第一チーム （医療保障制度）	特別嘱託3号	保健医療 多岐にわたる分野	(1) 医療保障制度クラスター戦略の改訂、更新、実績モニタリング (2) 医療保障・保健財政関連のプロジェクトの事業計画立案・案件監理、技術団員としての参加とインプット、およびプロジェクトに対する技術的指導を通じたフィードバック (3) 医療保障・保健財政関連の課題別研修等参加者とのネットワーク構築及び助言 (4) 医療保障・保健財政関連の国際会議、イベント等における発信 (5) 医療保障・保健財政に関し、他ドナー、在外事務所、専門家・コンサルタント、民間企業等の関係者とのネットワーク形成・維持・拡大 (6) 医療保障・保健財政に関する各種研修の企画・実施支援 (7) 保健ナレッジマネジメント・ネットワーク（保健システム強化・UHCサブネットワーク）への参加とインプット (8) その他、上記以外で人間開発部が実施する各種業務	1	期間の定めあり (2025年1月1日 ~ 2025年12月31日まで) 本契約は更新されることはありません。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、1回を上限に契約を更新されることがあります。 （その場合の最長契約期間は採用日から2年まで）
28	東京都	社会基盤部 資源エネルギーグループ第二課 （カーボンニュートラル社会の実現）	特別嘱託3号	資源・エネルギー 多岐にわたる分野	カーボンニュートラル関連の案件担当/補佐として、次の業務を行う。 (1) 案件形成および案件管理（契約管理業務、それに伴う内外調整、手続き実施を含む） (2) 関連情報の収集・分析、知見の蓄積、対内・対外発信 (3) 国内外の関連会議への参加 (4) JICA内外の関係者との調整・連携（他の開発機関との調整・連携を含む） (5) その他、担当分野の支援全般に関連する各種業務	1	期間の定めあり (2025年1月1日 ~ 2025年12月31日まで) 本契約は更新されることはありません。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、1回を上限に契約を更新されることがあります。 （その場合の最長契約期間は採用日から2年まで）
29	東京都	中南米部南米課 （民間セクター開発を含む援助アプローチ）	ジュニア専門員	援助アプローチ／戦略／手法 事業調整・南米・三角協力	(1) 担当国（中南米・カリブの何れかの国）及び周辺国における実施中案件・案件形成を目指すセクターの情報収集及び分析、協力計画の立案 (2) 個別の協力案件（技術協力、円借款、海外投資等）に関する形成・審査・監理支援 (3) 上記関係業務に関するJICA内外の関係者との協議・調整 (4) その他、協力事業を実施する上で必要な業務の支援	1	期間の定めあり (2025年1月1日 ~ 2025年12月31日まで) 上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月（更新回数1回）を上限とします。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 （その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで）
30	東京都	アフリカ部アフリカ第二課 （仏語圏含むアフリカ協力計画・実施促進）	ジュニア専門員	多岐にわたる分野 援助アプローチ／戦略／手法	(1) 東アフリカ（アフリカの角、ジブチ含む）にかかる経済・社会の現状と開発課題の分析 (2) 東アフリカ（アフリカの角、ジブチ含む）地域・各国の案件形成・実施監理（有償資金協力、無償資金協力）に関する各種業務 (3) ジブチ含む、東アフリカJICA事業の実施方針や上記分野の協力プログラム等の策定支援・取り纏め (4) JICA内外の関係者との上記業務に必要な協議・調整、各種情報収集・整理、事業実績管理等 (5) アフリカにかかる知見共有・蓄積（有識者とのネットワーク構築、勉強会の開催等）	1	期間の定めあり (2025年1月1日 ~ 2025年12月31日まで) 上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月（更新回数1回）を上限とします。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 （その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで）

番号	勤務地	部署名・課名	雇用形態・格付	分野	業務概要	募集人数	最長契約期間
31	東京都	ガバナンス・平和構築部平和構築室	ジュニア専門員	平和構築	(1) 平和構築分野の関連プロジェクトの情報収集、分析、整理 (2) 担当案件を通じた運営管理、知見の蓄積等 (3) 当室における知見の共有・発信に向けた諸業務 (4) JICA内外における関連会議への出席及び記録の作成 (5) 必要に応じJICA内で実施される事業マネジメント研修、PCM研修及び関連分野の研修受講 (6) 職員・専門員の指導の下、案件の計画、立案、評価及びその他の調査団への同行 (7) 研修事業（課題別／国別研修・新留学生プログラム等）の計画・立案 (8) 域内セミナー開催支援 (9) 広報関連業務の補佐	1	期間の定めあり（2025年1月1日～2025年12月31日 まで） 上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月（更新回数1回）を上限とします。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 （その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで）
				教育	(1) 教育分野に係る情報収集、分析 (2) 教育分野に係る協力案件の計画策定及び実施管理（含：課題別研修） (3) 教育分野に係る関連大学、研究機関、民間企業との連携促進		期間の定めあり（2025年1月1日～2025年12月31日 まで） 上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月（更新回数1回）を上限とします。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 （その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで）
32	東京都	人間開発部基礎教育グループ 基礎教育第一チーム （就学前教育）	ジュニア専門員	教育	(1) 基礎教育分野及び関連プロジェクトについて、本部での実施管理手法の習得 (2) 基礎教育分野の協力に関する業務 (3) ジュニア専門員契約終了後に専門家として業務を行うために必要な知識・技能等の習得 (4) 主にアフリカ地域における教育セクター計画の分析、調査研究補佐 (5) JICA内外における関連会議への出席及び記録の作成 (6) 国内機関における短期研修（研修員受入事業へのオブザーバー参加、運営補佐等） (7) 事業マネジメント研修、PCM研修等関連分野の研修受講 (8) 職員・専門員の指導の下、案件の計画、立案、評価等の調査団への同行 (9) 情報収集及びナレッジマネジメント活動への参加、運営補佐 (10) 研修事業の計画、立案 (11) 域内セミナー開催支援 (12) 広報関連業務の補佐	1	期間の定めあり（2025年1月1日～2025年12月31日 まで） 上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月（更新回数1回）を上限とします。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 （その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで）
				教育	(1) ケニア高等教育セクター技術協力プロジェクトの実施、モニタリング、評価に係る以下の業務。 ①プロジェクトを支援する本邦大学との契約に関する業務（契約締結・管理業務等） ②プロジェクトを支援する専門家の派遣に関する業務（派遣申請調整、人選手続き、派遣後の後方支援等） ③プロジェクトの広報に関する業務 ④プロジェクト実施に必要な予算のモニタリング・執行 ⑤プロジェクトに関する各種会議の準備・実施 ⑥その他、プロジェクトに関する業務 (2) その他、高等・技術教育分野における案件の形成、実施、モニタリング・評価に係る業務 (3) タスクフォースメンバーとして、開発途上国の高等教育機関の教育・研究能力強化、産学連携（企業インターンシップ、企業視察、企業との共同研究等）の強化、大学間ネットワーク強化に関する我が国及び他ドナーの国際協力事例の情報収集、他ドナーの協力戦略の分析		期間の定めあり（2025年1月1日～2025年12月31日 まで） 上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月（更新回数1回）を上限とします。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 （その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで）
33	東京都	人間開発部基礎教育グループ 基礎教育第二チーム （アフリカ地域・基礎教育分野）	ジュニア専門員	教育	(1) ケニア高等教育セクター技術協力プロジェクトの実施、モニタリング、評価に係る以下の業務。 ①プロジェクトを支援する本邦大学との契約に関する業務（契約締結・管理業務等） ②プロジェクトを支援する専門家の派遣に関する業務（派遣申請調整、人選手続き、派遣後の後方支援等） ③プロジェクトの広報に関する業務 ④プロジェクト実施に必要な予算のモニタリング・執行 ⑤プロジェクトに関する各種会議の準備・実施 ⑥その他、プロジェクトに関する業務 (2) その他、高等・技術教育分野における案件の形成、実施、モニタリング・評価に係る業務 (3) タスクフォースメンバーとして、開発途上国の高等教育機関の教育・研究能力強化、産学連携（企業インターンシップ、企業視察、企業との共同研究等）の強化、大学間ネットワーク強化に関する我が国及び他ドナーの国際協力事例の情報収集、他ドナーの協力戦略の分析	1	期間の定めあり（2025年1月1日～2025年12月31日 まで） 上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月（更新回数1回）を上限とします。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 （その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで）
				教育	(1) ケニア高等教育セクター技術協力プロジェクトの実施、モニタリング、評価に係る以下の業務。 ①プロジェクトを支援する本邦大学との契約に関する業務（契約締結・管理業務等） ②プロジェクトを支援する専門家の派遣に関する業務（派遣申請調整、人選手続き、派遣後の後方支援等） ③プロジェクトの広報に関する業務 ④プロジェクト実施に必要な予算のモニタリング・執行 ⑤プロジェクトに関する各種会議の準備・実施 ⑥その他、プロジェクトに関する業務 (2) その他、高等・技術教育分野における案件の形成、実施、モニタリング・評価に係る業務 (3) タスクフォースメンバーとして、開発途上国の高等教育機関の教育・研究能力強化、産学連携（企業インターンシップ、企業視察、企業との共同研究等）の強化、大学間ネットワーク強化に関する我が国及び他ドナーの国際協力事例の情報収集、他ドナーの協力戦略の分析		期間の定めあり（2025年1月1日～2025年12月31日 まで） 上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月（更新回数1回）を上限とします。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 （その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで）
34	東京都	人間開発部高等教育・社会保障グループ高等・技術教育チーム （高等教育）	ジュニア専門員	教育	(1) ケニア高等教育セクター技術協力プロジェクトの実施、モニタリング、評価に係る以下の業務。 ①プロジェクトを支援する本邦大学との契約に関する業務（契約締結・管理業務等） ②プロジェクトを支援する専門家の派遣に関する業務（派遣申請調整、人選手続き、派遣後の後方支援等） ③プロジェクトの広報に関する業務 ④プロジェクト実施に必要な予算のモニタリング・執行 ⑤プロジェクトに関する各種会議の準備・実施 ⑥その他、プロジェクトに関する業務 (2) その他、高等・技術教育分野における案件の形成、実施、モニタリング・評価に係る業務 (3) タスクフォースメンバーとして、開発途上国の高等教育機関の教育・研究能力強化、産学連携（企業インターンシップ、企業視察、企業との共同研究等）の強化、大学間ネットワーク強化に関する我が国及び他ドナーの国際協力事例の情報収集、他ドナーの協力戦略の分析	1	期間の定めあり（2025年1月1日～2025年12月31日 まで） 上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月（更新回数1回）を上限とします。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 （その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで）
				教育	(1) ケニア高等教育セクター技術協力プロジェクトの実施、モニタリング、評価に係る以下の業務。 ①プロジェクトを支援する本邦大学との契約に関する業務（契約締結・管理業務等） ②プロジェクトを支援する専門家の派遣に関する業務（派遣申請調整、人選手続き、派遣後の後方支援等） ③プロジェクトの広報に関する業務 ④プロジェクト実施に必要な予算のモニタリング・執行 ⑤プロジェクトに関する各種会議の準備・実施 ⑥その他、プロジェクトに関する業務 (2) その他、高等・技術教育分野における案件の形成、実施、モニタリング・評価に係る業務 (3) タスクフォースメンバーとして、開発途上国の高等教育機関の教育・研究能力強化、産学連携（企業インターンシップ、企業視察、企業との共同研究等）の強化、大学間ネットワーク強化に関する我が国及び他ドナーの国際協力事例の情報収集、他ドナーの協力戦略の分析		期間の定めあり（2025年1月1日～2025年12月31日 まで） 上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月（更新回数1回）を上限とします。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 （その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで）
35	東京都	社会基盤部運輸交通グループ第二チーム （グローバルトランスポート）	ジュニア専門員	運輸交通	(1) 運輸交通分野に係る情報収集、分析 (2) 運輸交通分野に係る協力案件の計画策定及び実施管理（含：課題別研修） (3) 運輸交通分野に係る関連大学、研究機関、民間企業との連携促進	1	期間の定めあり（2025年1月1日～2025年12月31日 まで） 上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月（更新回数1回）を上限とします。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 （その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで）
				都市開発・地域開発	(1) 運輸交通分野に係る情報収集、分析 (2) 運輸交通分野に係る協力案件の計画策定及び実施管理（含：課題別研修） (3) 運輸交通分野に係る関連大学、研究機関、民間企業との連携促進		期間の定めあり（2025年1月1日～2025年12月31日 まで） 上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月（更新回数1回）を上限とします。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 （その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで）
36	東京都	地球環境部防災グループ防災第二チーム （地震・津波災害）	ジュニア専門員	防災	(1) 地震・津波災害分野に関するこれまでの事業等で蓄積された知見の集約と、内外に向けた発信コンテンツの作成。 (2) 地震・津波災害分野に係る協力案件の計画策定及び実施管理（含、課題別研修） (3) 地震・津波災害分野に係るグローバル、地域レベルでのパートナー（関連大学、研究機関、民間企業）との連携促進	1	期間の定めあり（2025年1月1日～2025年12月31日 まで） 上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月（更新回数1回）を上限とします。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 （その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで）
				気候変動対策	(1) 地震・津波災害分野に関するこれまでの事業等で蓄積された知見の集約と、内外に向けた発信コンテンツの作成。 (2) 地震・津波災害分野に係る協力案件の計画策定及び実施管理（含、課題別研修） (3) 地震・津波災害分野に係るグローバル、地域レベルでのパートナー（関連大学、研究機関、民間企業）との連携促進		期間の定めあり（2025年1月1日～2025年12月31日 まで） 上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月（更新回数1回）を上限とします。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 （その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで）
37	東京都	青年海外協力隊事務局参加促進課 （※JICA海外協力隊経験必須）	国内協力員	市民参加	(1) 自治体表敬の連絡調整（出発前及び帰国後） (2) JICA海外協力隊（連携派遣）に係る制度、運用、相談対応 (3) 現職参加に関する応募・身分措置相談対応の補助 (4) 現職参加所属先との連絡調整、経費支給手続き (5) 現職参加促進に係る広報活動（ウェブサイト情報の更新等）の企画・実施補助 (6) 各種データ整理、関連資料の作成 (7) その他青年海外協力隊事務局長が指示する事項	1	期間の定めあり（2025年1月1日～2025年12月31日） 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年（更新回数1回）を上限とします。
				日本国内の社会課題への対応、多文化共生	(1) 自治体表敬の連絡調整（出発前及び帰国後） (2) JICA海外協力隊（連携派遣）に係る制度、運用、相談対応 (3) 現職参加に関する応募・身分措置相談対応の補助 (4) 現職参加所属先との連絡調整、経費支給手続き (5) 現職参加促進に係る広報活動（ウェブサイト情報の更新等）の企画・実施補助 (6) 各種データ整理、関連資料の作成 (7) その他青年海外協力隊事務局長が指示する事項		期間の定めあり（2025年1月1日～2025年12月31日） 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年（更新回数1回）を上限とします。
38	東京都	青年海外協力隊事務局参加促進課 （※JICA海外協力隊経験必須）	国内協力員	市民参加	(1) JOCV事務局公式SNSアカウントにおけるコンテンツの企画・編集・管理補助 (2) 各種広告媒体の企画・政策・掲出管理補助 (3) JICAボランティア事業におけるボランティアウェブサイトの企画・編集・管理補助 (4) 事業理解促進関連イベントの企画・実施補助 (5) 各種データ整理、関連資料の作成 (6) その他青年海外協力隊事務局長が指示する事項	1	期間の定めあり（2025年1月1日～2025年12月31日） 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。
				多岐にわたる分野	(1) JOCV事務局公式SNSアカウントにおけるコンテンツの企画・編集・管理補助 (2) 各種広告媒体の企画・政策・掲出管理補助 (3) JICAボランティア事業におけるボランティアウェブサイトの企画・編集・管理補助 (4) 事業理解促進関連イベントの企画・実施補助 (5) 各種データ整理、関連資料の作成 (6) その他青年海外協力隊事務局長が指示する事項		期間の定めあり（2025年1月1日～2025年12月31日） 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。